

新居浜工業高等専門学校国際交流推進室規程

平成19年3月20日規程第5号

最終改正 平成29年3月28日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第21条の規定に基づき、本校における留学生交流及び国際教育研究交流の推進を図るため、国際交流推進室（以下「推進室」という。）を置き、推進室に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 推進室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外国人留学生の受入れ及び支援に関すること。
- (2) 学生の留学及び海外研修に関すること。
- (3) 海外の大学等との協定及び交流に関すること。
- (4) その他本校の国際交流の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 留学生担当 若干名
 - (4) 国際交流担当 若干名
 - (5) 総務課長及び学生課長
- 2 室長は、本校の教授又は准教授の中から校長が指名する。
 - 3 第1項第2号から第4号の室員は、室長が指名する。
 - 4 副室長は、第1項第3号の室員を兼務することができる。

(任期)

第4条 前条第1項第1号から第4号に掲げる室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 室長は、推進室の業務を指揮するとともに総括に当たる。

- 2 室長は、第2条に掲げる業務に関し必要な事項を審議するため、会議を招集し、その議長となる。
- 3 室長に事故があるときは、あらかじめ室長が指名した室員が、その職務を代行する。

(協力者)

第6条 本校の国際交流推進のため、必要に応じて協力者を置くことができる。

- 2 協力者は、推進室で選考し、校長が委嘱する。

(事務)

第7条 推進室の事務は、総務課において処理する。ただし、学生に関することは、学生課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、推進室の議を経て、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則（平成29年3月28日 一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。